大阪府在宅医療体制強化事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　府は、医療機関間の連携体制構築を推進するため、予算の定めるところにより、大阪府在宅医療体制強化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業）

第２条　補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、在宅医療に携わる医師の確保及び在宅医療の体制強化に関する事業とする。

（補助対象事業者）

第３条　この補助金の交付の対象となる事業者は、別表の第１欄に定める者とする。

（補助対象経費）

第４条　この補助金の交付の対象となる経費は、別表の第２欄に定める事業内容を実施するために必要な同表第３欄に定める経費とする。

（補助金交付額の算定方法）

第５条　交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、この額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

　（１）別表の第３欄に定める対象経費の実支出額と第４欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

　（２）（１）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表の第５欄に定める補助率を乗じた額を交付額とする。

（補助金の交付の申請）

第６条　規則第４条第１項の申請は、大阪府在宅医療体制強化事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することにより行わなければならない。

　（１）要件確認申立書（様式第１－２号）

　（２）暴力団等審査情報（様式第１－３号）

　（３）その他知事が必要と認める書類

２　ただし、前項（１）及び（２）の提出書類について、補助事業者が次の団体であるときは、提出を要さない。

　（１）独立行政法人、地方独立行政法人

　（２）国立大学法人

　（３）特殊法人

　（４）公益社団法人、公益財団法人

　（５）その他、知事が認めるもの

（経費配分の軽微な変更等）

第７条　規則第６条第１項第１号の規定による知事の定める軽微な変更は、「２以上の事業費目に係る配分額のいずれか20パーセント以内で配分額の流用を行うとする場合」の変更とする。

２　規則第６条第１項第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、「事業費の額の20パーセント以内の増減の場合」の変更とする。

３　規則第６条第１項第１号、第２号及び第３号に規定する知事の承認を受けようとする場合は、大阪府在宅医療体制強化事業補助金事業（経費配分変更・内容変更・中止（廃止））承認申請書（様式第２号）に関連書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第８条　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

（１）補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（２）補助事業に係る関係書類の保存については、補助事業者が地方公共団体以外の場合、補助事業に係る収入及び支出（補助事業者が地方公共団体の場合は補助事業に係る予算及び決算）を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後１０年間保管しておかなければならない。

（３）補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等地方公共団体における手続に準拠しなければならない。

（４）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第５号）により、速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

（５）補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（６）補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの間、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（７）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を府に納付しなければならない。

（８）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

（申請の取下げ）

第９条　補助金の交付の申請をした者は、規則第７条の規定による通知を受領した日から起算して30日以内に限り、当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第10条　規則第12条の規定による報告は、大阪府在宅医療体制強化事業補助金実績報告書（様式第３号）に関係書類を添付して、補助事業の完了した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）の翌日から起算して30日以内の日（同条後段に規定する場合にあっては、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の４月30日）までに行わなければならない。

（補助金の交付）

第11条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。ただし、知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要があると認めるときは、規則第５条に規定する補助金の交付の決定した額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

２　前項ただし書きの規定による補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、大阪府在宅医療体制強化事業補助金交付請求書（様式第４号）に関係書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（検査）

第12条　知事は、補助金の適正な執行を図るため、必要と認めた時は補助対象事業者に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に補助事業者の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第13条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

　附　則

　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

　附　則

　この要綱は、令和３年６月９日から施行する。

　附　則

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別　表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　事業者 | ２　事業項目 | ３　対象経費 | ４　基準額 | ５　補助率 |
| 大阪府内に所在する  病院又は診療所  又は  在宅医療に必要な  連携を担う拠点※1 | 同行訪問等研修事業  （在宅医療に携わる医師の確保に向けて、医学生や医師を対象に実施する同行訪問等の職場体験） | 職場体験に係る経費（報償費、需用費、委託料、使用料及び賃借料） | 受講者1人  半日あたり  42 千円 | 10分の10 |
| 大阪府内に所在する  病院又は診療所  又は  在宅医療に必要な  連携を担う拠点※1※2  1事業者につき  初年度1回限り | 機能強化支援事業  （在宅療養患者の急変時対応体制の確保に向けて、医療機関間や多職種間の連携体制構築） | ①医療機関間や多職種間等の調整費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料） | 200千円 | 10分の10 |
| ②ICTシステム導入経費（需用費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費） | 550千円 | 10分の10 |
| ③ICTシステムのデータ入力利用端末（モバイル端末を含む）の購入・更新費（需用費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費） | 1,976千円 | 2分の1 |
| ④ICTシステムの維持・管理費（需用費、委託料、使用料及び賃借料） | 30千円に  事業実施月数を乗じて得た額（上限357千円） | 10分の10 |
| ⑤導入したシステムを活用した初回訓練・研修に係る経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料） | 200千円 | 10分の10 |
| ⑥事務職員等の雇用経費（報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費）又は、事務職員等を派遣している会社に支払う派遣料金(上記雇用経費の範囲内) | 4,080千円 | 2分の1 |

※１「在宅医療に必要な連携を担う拠点」：大阪府医療計画に位置付けた在宅医療に必要な連携

を担う拠点

※２在宅医療に必要な連携を担う拠点については、「３　対象経費」の①及び⑥は対象外